

平成25年2月22日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業安定課

課長 大坂 洋一

職業安定監察官 佐々木 隆治

電話 018-883-0007

報道関係者 各位

～大卒等求人を3月1日より受付開始！～

平成24年度第2回「秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会」

における申し合わせについて

平成25年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われることを目的として、平成25年2月15日に下記の内容により「平成24年度第2回秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会」を開催しました。

この協議会において、別添1のとおり申し合わせがなされ、関係各機関において遵守することとなりました。

なお、この申し合わせを受け、県内ハローワークでは、大卒等求人を3月1日より受付開始します。（※求人公開は、4月1日以降となります。）

記

- 1 平成26年3月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取扱い等について（別添1）

【主な内容】

- (1) 選考活動の開始（平成24年度同様の取扱い）

面接等実質的な選考活動については、卒業・修了学年の4月1日以降に開始する。

- (2) 採用内定日の遵守（平成24年度同様の取扱い）

正式な内定日は、卒業・修了学年の10月1日以降とする。

- (3) 高等学校専攻科卒業予定者の取扱い（平成25年度新規取扱い）

平成24年4月から湯沢翔北高等学校に開設された専攻科の卒業生については、大学等卒業生と同様の取扱いとする。

平成 26 年 3 月 大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動に係る取扱い等について

平成 25 年 2 月 15 日
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

平成 25 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たっては、平成 24 年度と同様、企業側の「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）と、大学等側の「平成 25 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）の合意内容を踏まえ、その遵守について関係者に対し周知徹底するものとする。

第 1 採用・就職活動に関する企業側と大学側の合意内容について

企業側及び大学等側は、採用・就職は自己の責任において行われるべきものであるとの基本認識に立ち、企業側は「倫理憲章」を、また、大学等側は「申合せ」をそれぞれ定め、双方は、倫理憲章及び申合せを尊重した採用活動・就職の取扱いを行うことで合意したことを確認した。

第 2 「倫理憲章」の内容について

1 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法に沿った採用選考活動を行うのはもちろんのこと、学生の自由な就職活動を妨げる行為（正式内定日前の誓約書要求など）は一切しない。また、大学所在地による不利が生じぬよう留意する。

2 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3 採用選考活動早期開始の自粛

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始は自粛する。具体的には広報活動ならびに選考活動について、以下の期日より早期に行うことは厳に慎む。

なお、以下の開始時期に関する規定は、日本国内の大学・大学院等に在籍する学生を対象とするものとする。

(1) 広報活動の開始

インターネット等を通じた不特定多数向けの情報発信以外の広報活動については、卒業・修了学年前年の12月1日以降に開始する。それより前は、大学が行う学内セミナー等への参加も自粛する。また、広報活動の実施にあたっては、学事日程に十分配慮する。

(2) 選考活動の開始

面接等実質的な選考活動については、卒業・修了学年の4月1日以降に開始する。

4 広報活動であることの明示

12月1日以降の広報活動の実施にあたっては、当該活動への参加の有無がその後の選考に影響しないものであることを学生に明示する。

5 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了学年の10月1日以降とする。

6 多様な採用選考機会の提供

海外留学生や、未就職卒業生への対応を図るため、通年採用や夏季・秋季採用等の実施など、多様な採用選考機会の提供に努める。

7 その他

(1) 高校卒業予定者については教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

(2) インターンシップは、産学連携による人材育成の観点から、学生の就業体験の機会を提供するために実施するものである。したがって、その実施にあたっては、採用選考活動（広報活動・選考活動）とは一切関係ないことを明確にして行うこととする。

第3 「申合せ」の内容について

1 就職・採用活動の早期化是正について

(1) 就職・採用活動の早期化是正について

学校教育上重要な時期である卒業・修了年次当初及びそれ以前は、学内及び学外で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」（名称に関わらず、実質的に採用選考のための説明会を指す。）に対して会場提供や協力を行わない。

一方で、企業の採用情報等の発信を目的とした採用広報のための説明会等を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。さらに、卒業・修了前年度の3月より前に行う企業の活動については、採用に直結しない、学生の

職業観や勤労観の育成を図るための業界研究や企業研究に資する企業の一般的な広報活動であることの確認をすること。

これらの趣旨を踏まえ、学生に対する就職指導を適切に行う。

(2) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

(3) 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

2 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。

3 その他の事項について

(1) 職業観や勤労観の涵養について

学生個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、学生の職業観や勤労観を涵養することは重要であり、大学等においては教育課程の実施や厚生補導を通じてキャリア教育やインターンシップを推進する。

また、大学等において学生の職業観・勤労観の育成等の取組等を行う場合には、企業の採用活動とは切り離れた形での特段の教育的配慮をもって行う。

(2) 「申合せ」の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図るとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付し、その趣旨の理解を図る。

(3) 就職・採用活動の改善に向けて

正常な学校教育と学生の健全な学修環境を確保するため、就職問題懇談会は、大学等が要請する就職・採用活動の改善に向け、引き続き企業側との協議を行うこととする。

第4 公共職業安定機関における取扱いについて

倫理憲章及び申合せの内容を踏まえ、平成25年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

1 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成25年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成25年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成25年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

2 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成25年4月1日以降とする。

3 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

4 専修学校等卒業予定者の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成25年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者、高等学校専攻科卒業予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。